

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(15) 〔略〕</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率は、<u>2万9,160円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万9,160円</u>」とあるのは、「<u>3万8,880円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万9,160円</u>」とあるのは、「<u>5万6,376円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(15) 〔略〕</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、<u>3万4,992円</u>とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条第2項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第10条第3項及び第4項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、適用しない。